

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員、希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくその差別！

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

郵政労契法 20条裁判大詰め

大阪地裁大法廷を 埋め尽くす圧倒的な傍聴を！

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3753
17年5月12日(金)
・Fax 095-828-1953

西日本裁判証人尋問日程

5月25日(木)10時45分から

会社側証人に対する主・反対尋問
松井孝暢(日本郵便人事部係長)
吉田健治(日本郵便人事部課長)
神野真一(日本郵便近畿支社経営管理本部
総務・人事部係長)
新内公二(東京普通局集配営業課長)

5月29日(月)10時から

原告及び原告側証人の主・反対尋問
豊中局 馬場証人 榑原告 吹田千里局 仲
井証人 岡原告 高橋原告

6月5日(月)10時から

灘局 小倉証人 竹内原告 垂水局 大澤証
人 梶原告 三原原告

6月7日(水)10時から

広島中央局 大野証人 北倉原告 岡崎原告

東日本裁判の日程

5月18日(木)15時から

結審

東京地裁 第527号法廷

報告集会 15時30分(予定)
弁護士会館507ABC
集会終了後、懇親会を予定しています。

東日本の証人尋問では、会社側を圧倒する傍聴で原告と原告側証人を支援・激励してきます。西日本裁判においても、大法廷を埋め尽くす圧倒的な傍聴体制を作り出していきましょう。みなさんのご支援・協力をよろしくお願いします。

8名の原告がいる西日本裁判は別表のように、東の倍の4日間の日程が組まれています。
1日目は東の裁判で証言した3名のほかに近畿支社の1名が加わり、会社側4名の証人尋問が行われます。残りの3日間は原告8名の本人尋問、原告と同じ職場(豊中局、吹田千里局、灘局、垂水局、広島中央局)で働く5名の証人尋問が行われます。

原告と原告側証人を激励しよう
証人尋問に向けての郵政ユニオン各地本のとくみを紹介いたします。



法廷は大阪地裁の大法廷である202号法廷(91傍聴席)です。

各期日の開始前に、大阪地裁前での宣伝行動

近畿地本



裁判終了後の報告集会の開催(弁護士会館か中之島公会堂を予定)
大法廷を埋めるための支援・共闘団体への、要請行動を含めた傍聴体制の確立。
その他、20条裁判をさらに広めるために、地域宣伝行動を行います。
中国地本
4日目の広島中央局の原告と原告側証人を、支援する体制を呼びかけています。
九州地本
初日の、会社側証人に対する主・反対尋問に、非正規組合員を中心に6名を派遣。傍聴支援と近畿地本の宣伝行動に参加します。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。